



令和5年3月28日

不用品回収は自治体の窓口にお問い合わせください！

春は進学や就職などで一人暮らしを始める人や、会社の異動等で引っ越しをする人が多くなる時期です。それに伴い、不用品回収サービスに関する相談が寄せられます。



転居のためいらなくなったベッドなどの大型の不用品を回収してくれる業者をインターネットで探し、回収の希望日を伝えた。その後キャンセルを伝えたところ見積り額の20%のキャンセル料を請求された。事前にそのような説明は聞いていない。



引っ越しのため不用品回収業者をインターネットで探した。見つけた業者に電話したところ、近隣の担当業者からの折り返しを受けた。その後、担当者に来てもらい見積もりを出してもらったが金額が折り合わずキャンセルすることにした。サイトに見積もり無料とあったにもかかわらず出張料やキャンセル料を請求された。



一般家庭から出る廃棄物は市町村の責任の下で適正に処理をする必要があり、インターネットやチラシ等で広告を大々的に出している事業者が必ずしも一般廃棄物処理業の許可業者とは限りません。また、ネット広告やチラシに記載された料金のおりとも限りません。不用品回収を依頼する際は、事前に複数の業者から見積もりを取り、料金や具体的な作業内容を比較検討しましょう。

見積もりを取るときのポイント💡

- ✓市町村のホームページ等から許可業者を探す
- ✓追加料金の有無を確認する
- ✓作業内容、料金を明確に出してもらう
- ✓キャンセル料を確認する



当日は作業前に改めて料金や作業内容を確認しましょう。見積り額の料金や作業内容からの変更を提案されて納得できない場合は、作業前にきっぱりと断りましょう。

作業終了後に、事前に聞いていない高額な料金を請求され作業員の態度に身の危険を感じる事があれば、警察に連絡するのも一法です。

見積りのために呼んだ業者とその場で契約した場合など、クーリング・オフができる場合があります。

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目は家電リサイクル法の対象品です。買い替えに伴う処分の場合は新しい製品を購入する小売業者に、処分のみの場合は製品を購入した小売業者に引き取りを依頼するなど、家電リサイクル法に沿って、適切に処理をしてください。携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電は市役所正面玄関に設置している回収ボックスをご利用ください。

米沢市にお住まいの方で、不用品の処分についてわからないことがあれば、米沢市役所環境生活課(22-5111)にお問い合わせください

SDGs わたしたちにもできること



米沢市は令和2年10月に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「米沢市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。その中で、近距離の移動を車から徒歩や自転車の利用にかえることで温室効果ガスの発生の削減を図るとともに、健康長寿のまちづくりと連携した取り組みを推進しています。エネルギーの消費を減らす取り組みを行うことは、SDGs 17の目標の中の主に目標13「気候変動に具体的な対策を」や目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」につながります。家庭や職場で、省エネの工夫やエコ家電への買い替えなど、脱炭素社会の実現にできることから協力しましょう。

目標13は、人間の活動によって排出される二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスを原因とする地球温暖化を防ぐことを目標としています。



おかしいなと思ったら、どうしていいかわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

米沢市消費生活センター
市役所内

知ろう レッツゴーにっこり
相談直通電話 **40-0525**

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時

相談してケロ!

